

平成21年第4回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成21年6月16日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成21年6月16日（火）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第114号から議案第131号
- 第6 請願第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
21番	川上龍一君	22番	本間千佳子君
23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
会計管理者	本間佳子君	総務部長	齋藤英夫君

企 画 財 政 長	齋 藤 元 彦 君	市 民 環 境 長	金 子 優 君
福 祉 保 健 長	佐 々 木 正 雄 君	産 業 観 光 長	金 子 晴 夫 君
建 設 部 長	田 畑 孝 雄 君	総 務 部 長 (総 務 課 長)	中 川 義 彦 君
企 画 財 政 部 長 (財 政 課 長)	本 間 進 治 君	市 民 環 境 部 長 (下 井 環 境 課 長)	木 下 良 則 君
福 祉 保 健 部 長 (福 祉 課 長)	新 井 一 仁 君	産 業 観 光 部 長 (観 光 課 長)	計 良 範 龍 君
建 設 部 長 (建 設 課 長)	渡 邊 正 人 君	教 育 長	渡 邊 剛 忠 君
教 育 次 長	山 本 充 彦 君	両 津 病 院 長 管 理 部	菊 地 賢 一 君
選 挙 管 理 会 長 委 員 局	藤 井 雄 一 君	監 査 委 員 長 事 務 局	鹿 野 義 廣 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局	伊 藤 將 美 君	消 防 長	加 藤 貴 一 君
企 画 振 興 長	小 林 泰 英 君	健 康 推 進 長	川 上 博 司 君
農 業 振 興 長	計 良 孝 晴 君	商 工 課 長	浅 井 和 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 田 富 巳 夫 君	事 務 局 次 長	池 昌 映 君
議 事 調 査 係	中 川 雅 史 君	議 事 係	谷 川 直 樹 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第4回佐渡市議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、1番、松本正勝君及び27番、加賀博昭君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び日程について議会運営委員長の報告を求めます。

金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

○議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今6月定例会の会期日程についてご報告いたします。

去る6月12日に議会運営委員会を開催し、6月定例会の会期及び日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日6月16日から6月30日までの15日間といたします。日程につきましては、お手元に配付の6月定例会会期日程表をごらんください。

本日6月16日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、その後第3委員会室で議会報編集特別委員会を、第2委員会室で各派代表者会議を開催いたします。

あす17日水曜日は、午前中は議会運営委員会、午後は行財政改革特別委員会です。

18日木曜日から23日火曜日までが一般質問です。質問者数は14名であります。

24日水曜日から26日木曜までを委員会審査といたしますが、中日の25日木曜日は午前10時から本会議を開き、国民健康保険に係る条例及び補正予算、並びに佐渡病院用地に係る財産交換の議案が追加上程されます。議案質疑、委員会付託の後、直ちに委員会審査に入っていただきます。

29日月曜日は、午前中に議員全員協議会を開催し、午後は行財政改革特別委員会を開催するとともに、午後3時を目途に常任委員長報告の配付、質疑、討論の受け付けといたします。

そして、翌30日火曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 実は大変変則的なことでございますが、国民健康保険の議案が会期の途中で提案されるというかつてない異例な行為をとっておるわけでございます。この日程について異議を唱えるわけで

はございませんけれども、そもそもこの議案なるものを25日の朝ぱっと出すのか。上程は25日であるが、それ以前に議案というのを配付するという計画になっておるのか、ちょっとおわかりだったらお教を願いたい、こう思うのです。もしその段取りができていないとすれば、この質疑を通じて市長に申し上げたいのですが、これは全く異例なことなのです。したがって、この異例の部分がある程度緩和するために、例えば24日の日に事前に議会に配付するとか、そういう配慮をいただければ、本来なら告示行為といって1週間前に議員に示さなければならぬ議案をこういう形をとるので、何らかの打ち合わせ等があるのかどうか、あればお教を願いたい、こういうことでございます。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（金光英晴君） 今ほどの件でございますが、議案書につきましては、24日の午後1時には配付しますということでありますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月30日までの15日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹内道廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

日程第4 行政報告

○議長（竹内道廣君） 日程第4、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。

それでは、お許しを得て、平成21年第4回市議会定例会に当たりまして、平成21年第2回市議会定例会以降の行政経過からご報告申し上げます。

新型インフルエンザの対応についてご報告申し上げます。メキシコで発生した豚インフルエンザ、これは4月28日に世界保健機構、WHOですが、ここで警戒レベルが引き上げられた後に、新型インフルエンザと認定されたものであります。特徴として季節性インフルエンザと症状が類似しており、弱毒性ではありますが、感染力が強いという点から、国内でも依然として感染事例が報告されている状況であり、県内においても5月30日、6月15日に感染事例が確認されております。市では、4月30日から庁内に佐渡市新型インフルエンザ対策本部を、あわせて相談窓口としての新型インフルエンザコールセンターをそれぞれ設置し、関係機関との情報共有化や市内発生に備えた体制をとるとともに、適宜全戸チラシや市のホームページ、CNS放送、市民メールを通じて、市民の皆様への情報発信を行ってきたところでございます。今後も警戒を怠ることなく、関係機関との連絡調整を密にし、感染拡大はもとより、市民の皆様への適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通活性化・再生事業の認定についてご報告申し上げます。佐渡航路及び島内路線バスの活性化を図ることを目的とした地域公共交通活性化・再生事業について4月に国から認定を受けました。これは、昨年策定した連携計画の円滑な実施のために、本年度から最大3年間、国が対象経費の2分の1を支援するものであります。航路対策としては、新たな観光メニューの創造、船旅の満足感と感動を高めるホスピタリティーの向上、運賃の多様性や手続のスマート化などにより観光振興及び航路利用の満足度を高めていきます。また、路線バスについては、路線の運行サービスの検証、観光2次交通の充実、高齢者等の外出支援などの実証実験を行いながら、より利便性が高く、利用しやすい持続可能な公共交通体系を整備してまいります。

次に、東京農業大学との連携協定の締結についてご報告申し上げます。去る5月28日、地域振興や教育研究の充実に寄与することを目的として東京農業大学と連携協定を締結いたしました。東京農業大学とは、研究活動等を通じて人材交流が行われておりますが、より緊密に連携していくため、協定を締結したものであります。協定による主な連携事業としては、生物対応性産業の構築等、自然と共生するまちづくり、畜産業の振興、森林保全、里海の保全や、それを踏まえた農林水産物の生産、加工、販売、開発に関する戦略、東京都市圏域との市民間交流などを予定しております。今後双方の技術、人材、研究成果等で交流が深まり、1次産業を中心とした地域振興につなげていきたいと考えております。

次、その他の報告事項に移ります。報告第3号の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 平成20年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第5号 平成20年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第6号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第7号 平成20年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものであります。国の補正予算を受けての地域活性化生活対策臨時交付金事業や用地交渉等に不測の日数を要した市道整備事業が主な繰り越し事業であり、主な繰り越しの理由であります。

次に、報告第8号 平成20年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第9号 佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第10号 社団法人佐渡市真野自然活用村公社経営状況について、報告第11号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について、報告第12号 株式会社両津TMOの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人等の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

次に、報告第13号 市有地の土地信託事業における収支状況につきましては、市が中央三井信託銀行株式会社と土地信託契約をしております東京都新宿区早稲田の土地に係る信託について、当該信託の事業計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件につきまして説明を終わります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの市長の報告のうち、報告第3号から報告第13号に対する質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 専決第5号について、損害賠償の額を定めることについての件についてお伺いしたいのですが、これについては議会から市長に委任されているということで、地方自治法第180条第1項ということですが、前回臨時議会がありました。そのときに179条の専決処分による、それは次の会議までに報告しなさいと。この180条については特に次の会議とは触れていないわけですが、前回出す機会があったわけですか。あえて今回定例会にこれ1件を延ばしてというか、別に報告するというのは何か意図があったか、まずその点をお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

特段の意図はございません。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） それでは、次に、この損害賠償の額を定めることについては、渋々了承せざるを得ないのですが、こういういろんな事故を起こしたりするような職員、この人だけではないでしょうけれども、安全運転管理者としてどのような指導をされて、どのようなその後の対応、改善策を講じられているか、お聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

職員の交通事故にかかわる対応でございますが、私どもといたしましては、事故を起こした職員、あるいは交通違反を侵した職員、これらの方々については、原点に返るといいますか、交通の法規に基づいた運転をすることを確認していただくということで安全委員会を設けておりまして、そこの中で研修等していただいているということ、そういう状況でございます。なお、こういった案件につきましては、平成17年、18年、19年、かなり議会の皆様方にご迷惑をおかけしたところでございますが、職員の指導によりまして、こういった案件についてのご提案、できるだけ少なくしていきたいというふうに考えております。よろし

くお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 臭いものにはふたをしようとか、なるたけ後に回そうというのがありありと見えるのですが、それはそれとして、この種の事故については、議会がかなり厳しい意見を過去につけておって、これについては特別な対応して対応したはずですが、一体それはどのように機能しておるのか。はたまた、今度の事故というのが一体市長を中心にして注意義務を喚起してきたわけですが、そういう点に照らしてこれについてはどういう扱いをしたのか、お答えを願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の事故につきましては、負担の割合がゼロ、100ということで当方に100%の過失割合があったということでございます。安全確認が不十分であったということでございますので、この関係につきましては、職員に対して口頭で嚴重注意をしたということでございます。なお、それ以外の部分につきましては、懲戒処分の事例に準じまして対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） この車には一体1人だったのか、複数の乗務員がおったのかどうか。複数の乗務員がおったとしたら、もう一人の者はどのように対応したのか、お尋ねしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この場合の運転車両には1名でございました。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議事進行。

○議長（竹内道廣君） どうぞ。

○17番（村川四郎君） 3号より以前の報告に対しての質疑できますか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

3号前につきましては、行政報告となっておりますので、質疑は受け付けないというルールになっているそうです。済みません。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 今村川議員から議事進行。私も大事なことは、21年度から始まる2番の公共交通、国が認めてくれたということについて、もうちょっと報告であれば詳しく。21年度から出発するなら今の

ような報告ではもう半年過ぎているので、どんなふうなことをどうやるのか、もうちょっと聞きたいと思ったのですが、これなぜ説明を受けることができないのですか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前１０時２２分 休憩

午前１０時２２分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

このことにつきましては、改めて議会運営委員会でこのあり方について検討します。そういうことでご了承願います。

〔「議長に対してもう一度」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） どうぞ。

○20番（猪股文彦君） 議事進行でありますが、議会運営委員会でこういう質疑の仕方について議論することなののですが、今報告したことについて質疑することは何ら問題はないと思う。それならば別の形で報告をされるように。この中で重要なのは、インフルエンザも今患者は出ておりませんが、今の報告で質疑を受け付けない。それから、今の国が認めてくれた21年度から始まるというのも項目を羅列しただけで、では21年度始まっているのについてどういう計画があるのかということは市民が一番知りたいところだと思うのに、報告に対するそういう質疑を受け付けないというのは、いささか市民の側から見てもおかしいと思うのですが、なぜそのことが今あえて3号と区別されなければならないのか、そのところはどのように考えればいいのですか。

○議長（竹内道廣君） 今までの行政報告については質疑をしないということで来たということですから、今こういうものが提起されましたので、議会運営委員会で今後の扱いについてぜひ議論をして、執行部とすり合わせをしたいと、ということですので、ご了承願います。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第114号から議案第131号まで

○議長（竹内道廣君） 日程第5、議案第114号から議案第131号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、早速議案第114号から131号までを通してご説明申し上げます。

議案第114号 佐渡市名誉市民条例の制定について。本案は、社会文化の進展に著しく貢献した市民、または市にゆかりのある方に対して、その功績と栄誉をたたえるため、名誉市民の称号を贈り、長くその功績を顕彰するとともに、市民の敬愛の意をあらわすことを目的として新たに条例を制定するものであり

ます。

議案第115号 佐渡市マリンスポーツハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、海洋性レクリエーション普及及びマリンスポーツの体験施設として設置していましたマリンスポーツハウスを廃止し、民間譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第116号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。主な内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、上場株式等の配当所得及び譲渡所得の特例措置の延長などに伴う所要の改正であります。

議案第117号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。主な内容は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の特例措置及び土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設による国民健康保険税課税の特例に係る関係規定の整備であります。

議案第118号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県の子どもの医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、本市においても通院の医療費助成について、満6歳に達した日以後最初の3月末日までから満9歳に達した日以後最初の3月末日までへと、助成対象期間の拡大を行うものであります。

議案第119号 佐渡市民農園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、八幡地区お楽しみ農園について、平成3年度に開設し、利用されてきましたが、利用者が減少してきたことから、これを廃止するための条例の一部を改正するものであります。

議案第120号 佐渡市新穂農業構造改善推進センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、新穂農業構造改善推進センターについて、昭和54、55年度第2次農業構造改善事業により建設され、旧新穂村において農業振興計画に沿った総合的な農業構造の改善と生産の振興を図ることを目的に利用されてきましたが、当初の目的での利用が困難となってきたことから、行政財産としての用途を廃止し、普通財産とするため、本条例を廃止するものであります。

議案第121号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営中山間地域総合整備事業により建設された片野尾活性化センターについて新潟県から譲与されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第122号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市の地場産業である農林水産業の新規参入の推進、経営安定及び生産性の拡大を図るため、奨励措置の対象業種に新たに農業、林業及び漁業を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第123号 佐渡市農村婦人の家条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、ふれあい相川農村婦人の家について、昭和58年度に農山漁村の女性の地域社会における質の向上を図り、あわせて社会性及び連帯性を培うための多目的施設として設置されたものでありますが、民間に譲渡するため、当施設を廃止することとし、本条例の一部を改正するものであります。

議案第124号及び議案第125号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第124号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）、議案第125号 字の変更について（浦川地内）、以

上2議案は、新潟県が道路事業（道路改築事業）により施工した海岸護岸用地、道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第126号 字の変更について（市野沢地内）。本案は、市野沢地区の宅地分譲予定地において、住宅地分譲業者から字の変更の申請があったことから、住宅地開発後の分譲地を1区画1筆にするため、地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第127号 財産の無償譲渡について（マリンスポーツハウス）。本案は、海洋性レクリエーションの普及及びマリンスポーツの体験施設として設置していたマリンスポーツハウスについて、有限会社佐渡マリンスポーツに無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第128号 財産の無償譲渡について（ふれあい相川農村婦人の家）。本案は、ふれあい相川農村婦人の家について、二見地区へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第129号 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防施設整備計画に基づき、佐渡市相川消防署に配備予定の災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入計画について、5月29日に指名競争入札を実施し、仮契約を終えましたので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

議案第130号 市道路線の認定について（上川茂30号線）。本案は、外山ダム進入路建設に伴う県道路線変更により、現在の県道部分を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第131号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億4,550万7,000円を追加し、予算総額を433億2,887万7,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び県支出金などの増額計上、歳出では子供医療費の助成拡充による経費として894万円、新型インフルエンザ発熱外来運営の経費に746万4,000円、緊急雇用創出事業に2,006万8,000円、漁港整備事業に2億5,002万円、そして中国商標登録調査経費に53万6,000円などであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第114号 佐渡市名誉市民条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この目的なのですが、この種のは非常にアバウトに恐らく出しているのだろうと思うし、ほかでもそうだろうと思うのですが、具体的な基準というものはどういうところを市民が見ればいいのか。例えばオリンピックに出て入賞したとか、あるいは文化勲章をもらったとか、あるいは旧両津市のことを言うと初代の市長を長年お務めになったとか、この基準は一応頭に入れながらこの条例をつくったと思うのですがけれども、その辺どういうところを参考にして、事実上どういう基準を考えているの

か説明願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今猪股議員からお話がありましたように、そういった一定の基準というものを内規で設けておりまして、今お話がありましたようなオリンピック出場、あるいはノーベル賞受賞、文化功労者等、そういった顕著な功績があった、あるいは役職等では国務大臣、あるいは県知事等で顕著な功績があったといったことを一定の基準を設けまして、審査会で審査をして、その上で議会の同意をいただこうと、こういう順序で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 立派な人を表彰するということですから、悪いことではないのですが、審査会は一休どういう構成にされるのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

審査会につきましては、現在報酬審査会等設置をしております、7人以内で構成するという事で現在も設置をしておりますので、その中で審査をしていただこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） では、その審査会に提案をされるのはどういう手続を経て行われるのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

そこへ提案をするという基準等につきましては、先ほど申し上げました内規を設けまして、そういった内規の中で一定の基準を満たしておるという方について、その審査会で審査をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 佐渡市マリンスポーツハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 先ほど市長のほうから提案理由の説明があったのでありますが、これまで6歳だったものを9歳にするということで大変吉報なのですが、先ほどの提案理由のとおり理解してよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

先ほどの提案理由のとおりということですが、そのとおりでございまして、小学3年までについて医療費を助成するというものでございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、県の制度に上乗せをして9歳まで、小学校3年まで適用することいいですか。県の制度は3人以上の子供がいるということなのですが、そういうふうの上乗せをするという理解でよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

県につきましては、所得制限等もございます。この県で助成されない9歳までについて市が補てんするということでございます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 佐渡市民農園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 佐渡市新穂農業構造改善推進センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 私の委員会にかかるのだらうと思うので、詳しくは委員会で聞きますが、これは新穂だけがこういう廃止するということは、一般財産化してさらに民間に譲渡するとか、地域に譲渡するということを前提に廃止をしたのかどうなのかということが1点。各市町村にも同じセンターがあると思うのですが、これは他はどのようにしようとしているのか、2点について。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

この件につきましては、例の補助金の10年条項ですか、これを適用いたしまして、補助金の縛りを解いて一般財産化するものであります。その前提条件としましては、他の利用を管財のほうで考えております。それから、他の施設等々でございますが、似たような施設がたくさんあります。ただ、補助金等々の関係があってなかなか……

〔「一般財産なんかないよ」と呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（金子晴夫君） 済みません。普通財産にして利用すると、そういうふうな状況でございます。他の財産につきましては、鋭意所管の省庁等と協議をして、できるだけ速やかに処理をしまいたい、そういうふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 佐渡市農村婦人の家条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 字の変更について（浦川地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 字の変更について（市野沢地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 財産の無償譲渡について（マリンスポーツハウス）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 財産の無償譲渡について（ふれあい相川農村婦人の家）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 市道路線の認定について（上川茂30号線）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

歳入と歳出に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ページで申し上げますが、8ページ、9ページ、この中で商工費の県補助金の中に緊急雇用創出事業臨時特例交付金補助金増ということで、何もかも入れて2,422万何があるわけですが、これは一体どういうふうに使えというお金でございますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） 済みません。お答えをいたします。

厳しい雇用情勢を踏まえて、県緊急雇用創出事業臨時特例基金等を活用することでこの情勢に対処しようということでございます。その内容でございますが、佐渡金銀山の遺跡環境美化等々につきまして、それから高齢者、要援護者見守り強化事業、それから環境にやさしい島づくり情報発信事業、それから不法投棄回収事業、別室登校児童生徒学習支援員の増配置事業、それから博物館等の所蔵民俗文化財再整備事業等々にそれぞれ要員を雇用して対処しようと、そういうふうな事業でございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） わかりました。わかりましたけれども、わかりませんね。つまり何で私がこれを歳入で聞いたかということ、歳出にいてこれは質問できない、なかなか、そういうふうにてきておる。したがって、私が歳入で一体これは何の目的でどうやって使うのだといったら、それぞれの科目にばらけておる。内容は、後刻委員会において審査をしてもらわなければわかりません。

そこで、もう一つ、農林水産業費県補助金で2億1,250万、漁港関係のものでございますが、これが今補正で出てきたということはどういうことなのであるかと。つまりこの時期の補正として出てくるということはそれなりの意味があると思うのです。普通であればこれは当初に出てこなければならぬ代物なのです。それが補正で出てきたということにはそれなりの意味がある。したがって、何でここへ来てこれだけの金額が出てきたのかということについてご説明を願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えをいたします。

このお金は、上浦漁港に投入をするお金でございます。上浦漁港が今期で完了するということでございまして、事業を進めていきまして、完了するためにもう少しこれが必要だということで、今回ともかくこれだけ完了させるためにやるから、ことしじゅうに完了してしまえということについてきた、そういうふうに承知をしております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 同じところでありますが、今回国の緊急経済対策の中で3,000億円上乗せをされたわけですね。これまでの議会答弁ですと、雇用創出は県にプールされて3年間で6,000万円ぐらいだと、このように言っていたわけなのですが、今回の3,000億追加されて、具体的には佐渡市の枠というのはどのぐらいになっているのか。それと、もう一つは、この使用目的である離職をされた方々というようなところが強調されているわけですが、例えば今回臨時職員等配置をしていく中で実際転職とか、新たな新規雇用の中身についてどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

金子産業観光部長。

○産業観光部長（金子晴夫君） お答えいたします。

3年間で6,000万の基金があるということでございまして、これを先ほど申しましたような雇用対策等々に充当していこうと、そういうふうな考えだそうでございます。特に緊急雇用につきましては、我々現在のところで32人ぐらいの雇用を現在考えておるのですが、鋭意この事業等々を進めて対策を打っていきたい、そういうふう考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 前回の国の補正の枠が6,000万、3年間で。今回新たに拡充されて3,000億円入っているわけですね。ですから、佐渡市全体としてはどうなったのかということ。前回の枠が6,000万ですよ。今回の緊急経済対策、国の予算が通らない前に通した佐渡市の予算なのだけれども、今回の枠でいうと一体幾らになるのかということをお尋ねをしたのですが。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩をします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

ただいまのご質問につきましては、県のほうの基金造成のほうから出てくるお金だと思いますけれども、詳細にはまだこちらのほうに参っておりません。上乗せ分については参っておりません。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） わかっていないというのは非常におかしいと思うのですが、そうするとこれまでの補正予算で6,000万だけれども、この前と同じ中身ですから、この部分は6,000万にプラスをされて今後ふえて、さらに佐渡市の中で雇用に使える予算が来るという理解でよろしいですね。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

そのような理解で結構だと思います。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 所管ではありますが、衛生使用料のところで休日急患センターの使用料が730万余りが増額ということで歳入盛られております。先ほど市長の報告にありました新型インフルエンザの対応に伴うものだと思うのですが、どの程度見込んでおるのかお聞かせいただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

これにつきましては、歳出のほうもそうなのですが、一応30日分で1日60人程度の患者さんがいらっしゃるということで試算させていただいております。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 30日分と言いましたが、1日60人見ておられるということだったのですが、今の場所だと狭い。それで、違う場所の話も出ておりますけれども、その分が明らかになっていないのですけれども、どこでやるような形で予定されておるか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

今回この予算計上された分につきましては、市で行う分としまして佐和田体育館を今想定してございます。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 詳しい議論は、所管ですので、そこでさせていただきますけれども、今後これから冬場にかけてあの体育館で60人病人を診るという場所ではないような気がするのですけれども、もう少し考えたほうがいいのではないかというふうに、この議論は委員会ですさせていただきます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） ここでするならさっききちんと説明していただいたってよかった。同じことをここで聞くわけですが、市長のさっきの報告の中でこのことについて報告ありましたが、休日はそうすると佐和田体育館だけで行うということで、他の相川、両津南部、こういうところの対応はどのようになるのですか。これは、国から来ておる金だろうと思うのですけれども、その辺はどう対応するのか。だから、私さっき聞いたかったのは、通常の日は、要するに土日、祝日を除いては一般市民はこのことに対してどのように対応していただけるのですか。厚生連はどうなのですか。医師会はどうなのですかということを聞いたかったのに質疑をさせないというのだから、これはこのことしか触れていない。一番心配しているのは、フェーズ6でしょう。世界的な一番今議会の最大の問題になるということを質疑もしないで、一片の報告で終わらせようということ自体に私は問題あると思うのだけれども、また戻るから、やめますけれども、一般の市民にそのことをきちんと説明していただきたい。休日急患センターにかわるほかの地区はどのように対応していただけるのか、医師会はどのように対応していただけるのか、あるいは保健所はどうするのか、ここのところが今議会で市民が一番心配して聞きたいところなのですが、その説明が全くないのではないかと。その辺はどうなのですか。

○議長（竹内道廣君） 質疑をさせないではなくて、ルールがそうなっているから、改めましょうとさっき言っているのですから。

答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

一連の流れはどうかというところだと思いますので、先ほどの報告にもありましたように、新潟県で昨日1人出まして、新潟県2人になっております。これにつきましては、県のほうとしては特別な行事の開催の中止とか、そういうことはしないという方向で進んでおります。それで、今現在は発生期、あるいは感染拡大期というような形でおりますので、そういう対応ということでございますが、これが新潟県等におきまして蔓延期になったという場合につきましては、今の発熱外来の窓口を設けるというふうな今打ち合わせになってございます。この発熱外来につきましては、一応県、保健所の指令によりまして設置するということでございまして、今こちらで方向として決まっておりますのが、発熱外来の実施につきましては、まず最初に佐渡総合病院のほうで発熱外来を受け付けるということになります。数がその後またふえるというようなことございましたら、まず最初は佐渡病院で受け付けもするのですが、これが多くなるとございまして、発熱外来を今市役所の隣にあるコミュニティーセンターに移して、佐渡病院対応の発熱外来も受け付けを行うと。それでもまだ足りないという場合につきましては、先ほどご説明しました佐和田体育館でやりたいと、そういう段階を今内部で検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 猪股議員ここでしたので、私も歳入でやろうと思ったのですが、ちょうど今出ましたので。この発熱外来ですけれども、国の指導はたしか2次医療圏1つにつき1カ所ぐらい発熱外来を設けてほしいということで、今多分9割方、各そういう2次医療圏で設けられていると思うのです。佐渡市がもう一カ所設けるということで、実は新型インフルエンザの問題に関しては、新潟県の医師会は私はまだかなりまともだなと思っていたので、議会でも発言しなかったのですが、よそは国を始め一番異常なのですよね。あのテレビで空港の木村という女性検疫官が言ったとおり、パンデミックではなくてパニック状態になっているのですよ、国は。麻生首相や舛添さんあたりが毎回、毎回テレビで、それでNHKの、民放の記者であれば、アナウンサーであれば余り私らは信用しないのですけれども、全国放送で何人になりました、何人になりましたって、NHKのあのまじめな顔でネクタイスーツでやられると、国民がパニック状態になってしまっているのです。

この予算は、1つ聞きたいのは、今厚生連、佐渡病院のところに発熱外来できていると。それから、最初のころにたしか新聞に載ったのは、佐渡では感染症外来か何かが佐渡病院と市立両津病院にもできたというようなことをたしか活字で出たと思うのですけれども、その辺の真意と、これ風邪ざみだからといって、熱があるからといって直接発熱外来行くわけではないですよ。順序があるのでしょう。その順序と、どういう形の順序で、いきなり発熱外来に来られても困りますということであると思うのですけれども、佐和田のその体育館に発熱外来を設けるということは、これは当然、ここに医療スタッフがいまして、このスタッフの体制をどういう形で設けるのかということが非常に問題になっているのです。いつ、どういう形で、どこに、何人体制かということで、大体見えるのですけれども、その辺のところをどういう状態になったときに、佐和田の休日診療所のドクターが行くと思うのですけれども、常時開設するとなるとドクターの手配から、その辺が本当に間に合うのかどうかと、間に合うかというよりも、ドクターの人数的なこと、そういうものができるのかということを知りたいのと、もともとパンデミックの状

態になったといっても、季節性のインフルエンザよりもずっと、ずっと悪性度が低いと。かえって医療関係の知識者の中では、今かかっておいたほうがかえって強毒化したときに軽くて済むと。スペイン風邪の例からいってもそうだとすることで、国のマニュアルというのはたしかスペイン風邪、大正11年からの90年前の話で、これがパンデミック状態になったら日本で30万とか、60万死ぬだろうという……

〔「いいかげんにして」と呼ぶ者あり〕

○17番（村川四郎君） いいのです。ということなのです、皆さんの知識は。はっきりここで言うておかないと。ペニシリンもなかったころの時代なのです。医者にかかるのも大変だった時代なのですよ。ほとんどが合併症で亡くなっているのですよね、肺炎とか、そういうので。私は、国立予防研究所、今の感染症センターを担当していました。これは、質疑の中でこれをちゃんと言っておかないと、1998年に武蔵村山の国立予防感染症センターと新宿の戸山にあった伝染病研究所が一緒になって今の感染症センターをつくったのですけれども、情報があそこ2つあったのです。だから、ある病気が出ても予研で発表するデータと伝研と全然違っていたのです。それで、統一するために1つにしたのですけれども、この情報自体が今はっきり言って麻生政権のばらまき型予算の中に巻き込んでしまって、がちゃがちゃになっているのです。だから、よその国ではマスクをほとんどしていなくても、テレビで映すときはマスクをしている人ばかり映す、そういう状態になっているのです。だから、ばかなデータで1人25枚ぐらいマスクを用意なさい。それから、非常食は2週間分ぐらい用意なさい。佐渡からも横浜とか、東京にマスクを買って送った人がおるのです。こういう状況の中に巻き込まれていて、要はこれもフェーズ6になった、大変なことだ。現に600人超えていても一人も死んでいないではないですか。LD50、致死率が0.4%と言っていたら少なくとも2人以上亡くなっているといいのですよ、合併症で。

○議長（竹内道廣君） 簡潔をお願いをいたします。

○17番（村川四郎君） はい。合併症でも亡くなる人がいないです。だから、余りにマスコミに振り回されて、これに迷わされることによって経済が大変になっているところいっぱいあるのです。神戸駅の改札口に集まった修学旅行生がそこで修学旅行中止になったりとか、そういう状況にも巻き込まれることがあるので、佐渡にも私は絶対発症すると思います。これだけフェリー往復2,000円で安くやっていますから、鹿児島から、北海道からお客さん入ってきています。発症したときにばたばた、ばたばたしたら、観光の島は沈没しますよ。その辺のところしっかりできているのですか、そういう対応も。それもできたら答えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

ちょっと抜けるところあるかも知れませんが、ご容赦いただきたいと思いますが、まず病院の関係ですが、新型インフルエンザの協力医療機関としまして両津病院、佐渡病院がなっているということでございます。あと、先ほどもちょっとお話ししましたが、今は県としては蔓延期の対応はとってなくて、いわゆる感染拡大期の対応ということで、発熱外来については佐渡では設置してございません。今どういう対応をしているかということをお話しさせていただきますが、今風邪の症状なりが出てどうしようというときに、まず市で、先ほどもちょっとお話がありましたが、コールセンターを土日、夜につきましては、

宿直職員にマニュアルを配付させていただきまして、対応するという形でやってございますが、まず症状をそこで聞かせていただきます。これは、うちの健康推進課の保健師等が当たるということでございまして、一例を申し上げますと、例えばお電話をいただいた方が例えば感染地域、あるいは外国とか、そういう危険なところから来られたというような場合については医療機関を紹介するような形になりますが、それ以外の方については通常の対応をお願いしているというような形で今対応しております。この予算につきましては、先ほども言いましたまず県のほうが発熱外来を設置するようという指示をいただきますので、順番としてはまず佐渡病院、それで足らなかったら市のほうと。今回予算に上げさせてもらったものについては、できれば使わなければ一番いいと思うのですが、市のほうで使う予算でございますし、市のほうにつきましては、開業医さん、医師会の皆さんのご協力をいただいて開設する予定となっております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 新型インフルエンザが出ても何もじたばたしない、コールセンターでもまず相談を受けたら、自宅で静かに静養してください。熱が39度近くあってどんどん出て、それで呼吸数も1分間30以上上がっていると、そういうふうな状況になって初めて発熱外来に行けばいいのです。もう多分佐渡にも何人も軽い発症とか、あるいは発症する人は10%とかという話もありますし、現にかかっている人もいると思うのです。それで、氏名を公表するとか、どこどこに住んでいる者だとか、そんな醜いまねは全く必要もないし、絶対やめてください。余りにも厚生労働省の医系の技官、ぜひ企画の齋藤部長も聞いておいてほしいのですけれども、臨床体験が何にもないですね。大学の医学部を出ただけで机の上に座ってやっている人たち、私はよく知っているのですよ、キャリアの人たち。そういう人たちのマニュアルどおりで舂添さんが動いているから、こういう状態になっているのです。多分世界の国から見たら日本は笑われていると思います。だから、北朝鮮にばかにされるのではないかと思いますけれども、ということで。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ページでは15ページ、衛生費の15ページの霊柩輸送運賃補助金増600万円、これについてお伺いします。この4月から霊柩車業務は民間運営となって運賃は利用者負担と。ただし、2万円を超えた金額を市で補助するよと理解しておりますけれども、この600万円増という、この予算の根拠と見通し、まずこれお伺いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下トキ共生・環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

実は4月、5月の状況からご説明をさせていただきますが、まず4月の死亡件数が78件ございました。そのうち2万円以上ということで18件実はございました。5月に入って死亡件数が80件中補助対象になったものが31件ございました。それで、この合計額が70万余りとなりました。そういったことで今後の見通

しを立てまして、1カ月約50万余りというようなことで1年分計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 最後です。済みません。

こういった民間業者というか、お聞きしますと5つの運送事業者がいると聞いておりますけれども、その車の大きさとか、定員とか、運送距離、往復路などで料金が変わると聞いているのですけれども、各業者のいまだに料金の一覧表がわからないのですけれども、市民に聞くといざとなったら困ると。行革の最も悪い例だと私思うのですけれども、民間にお願いしたとしても、一方的に民間運営にしてしまったのだから、せめて前もって市民がわかるように、もう3カ月たっているのですから、料金の一覧表出せと、その辺どうなっているのか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下トキ共生・環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、それぞれ今5業者の方が運行をしております。それぞれ事業者の方々の車なのですが、3人乗りとか、9人乗りとか、21人乗りとか、いろいろございます。それで、料金につきましては、市民の方もわかるというようなことで、標準的なものを窓口のほうに持っておりますので、ご照会いただければわかるというように進めております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 同じページの子供の通院医療費の関係でお尋ねをいたします。3人の子供がいなくても上乗せをしていくということで、ちょっと面を食らって、まさかやるとは思っていなかったものですから、いいことやるなというふうに思うのですが、全県的にこれやりますから、ほかの市町村の動向はどのように皆さん方とらえているのか、お尋ねをしたいのが1点です。というのは、去年の10月時点で通院、小学校卒から中学校まで一律やっているのが県内で6です。入院で中卒までやっているのが3あるわけです。ですから、こういった実態は佐渡市に負けずにもっと上乗せしていくのではないかというふうに私は想像するのですが、その辺どうなっているのか1点と、2点目には、上乗せによる市の負担分というのは、さきの3月議会では740万ぐらいというふうに言っていたわけなのですが、幾らなのか。そして、県の対象人数と、そこに上乗せをするときの人数、そして全体で何人ぐらいの人数か、わかればお教えいただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

他市の状況でございますが、時期はこの9月からということでございまして、我々も今回ここへ提案している状況でございますので、他市の状況はまだつかんでいないというのが実情なのですが、先ほど言われましたように、他の市町村までいきますと、例えば粟島浦村、出雲崎、刈羽村さんあたりは15歳までというようなことも行っております。あと我々と同じような形を考えているのが新潟市、新発田市、阿賀野

市、胎内市というような形で進んでございます。あと人数等につきましては、これは推測の数なので、人数につきましては、ちょっと川上課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

川上健康推進課長。

○健康推進課長（川上博司君） 小学校1年生から3年生までの対象人数ということですが、およそ1,450人というふうにとらえております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 2つだけお尋ねしますが、11ページの佐渡金銀山遺跡環境美化委託料420万、これは金銀山遺跡といってもなかなか相川1カ所ではないというふうにも聞いておるので、どこのところをどのようなことをするのか。

それから、13ページの老人福祉費の中で土地購入費2,000万、この6月に来て土地購入費をのせるということはどういうことなのか、また単価がどんなふうなものなのか教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） 世界遺産の関係についてお答えをいたします。

世界遺産の周辺整備、環境美化でございますが、これにつきましては、鉱山関連遺構ということで北沢、間ノ山、高任地区、相川のその3地区でありますし、また上相川、鶴子地区の周辺整備ということで、草刈り等の実施をしたいということで、その関係の経費を計上してあるというものです。

○議長（竹内道廣君） 佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

この土地購入費でございますが、これは畑野のデイサービスセンターがありますやわらぎの里の用地でございます。これにつきましては、今単価等のことでございますが、平方メートル当たり3,600円ということで、面積が5,574平方メートルと。約2,000万ということでございます。単価につきましては、以前山林でもございましたので、それを考慮に入れまして、地元の方に内諾をいただいているところでございます。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第114号から議案第131号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第6 請願第5号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第5号は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり産業建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（竹内道廣君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、18日木曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午前11時29分　散会